

亀山市告示第 1 4 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 6 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 8 9 1
- 3 路線名 東御幸 5 号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 東御幸町字川原 1 7 8 番 2 地先
(2) 終点 東御幸町字川原 1 4 4 番 1 9 地先
- 5 重要な経過地 なし

第 2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 8 9 2
- 3 路線名 和田 3 0 号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 和田町字南之口 1 番 3 7 地先
(2) 終点 和田町字南之口 1 番 2 7 地先
- 5 重要な経過地 なし